

死亡届出後の各種手続きについて

死亡届出後の市役所における手続きについては、本庁舎、各総合支所、各支所で行うことができます。(※支所のできる手続きは限られます。)

次を参考に必要書類等をご用意のうえ、窓口へお越しください。

ご用意いただくもの

● 亡くなった人のもの

- 年金証書または年金手帳(振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可)
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、負担限度額認定証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。葬儀を行ったことが確認できるもの(火葬許可証、会葬礼状、葬儀の請求書または領収書(氏名記載有り)のいずれか)をお持ちください。
- 介護保険被保険者証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 福祉医療費受給者証(重度心身障害者用、こども用、乳幼児用、ひとり親家庭用)
- その他、市役所から交付された証書

● ご遺族のもの

- 認印(届出人、相続人代表者、喪主)
- お越しいただく人の本人確認書類
※写真付きのものは1点 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
※写真付きでないものは2点 被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳 など
- 預貯金通帳(相続人代表者・喪主)
- 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預貯金通帳と銀行印

● その他(該当する場合に必要なもの)

- 年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります。
- 相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言、秘密証書遺言〔検認済のもの〕、自筆証書遺言〔検認済のもの〕)をお持ちください。

●市役所での手続き

【新】新南陽総合支所 【熊】熊毛総合支所 【鹿】鹿野総合支所

対 象		手 続 きの 内 容 等	周南市役所本庁窓口		各総合支所窓口	
医療	国民健康保険	被保険者証の返還、葬祭費の請求	保険年金課	給付担当 (0834) 22-8311	1階①	【新】市民福祉課 保険年金担当 (0834) 61-4110 【熊】市民福祉課 保険年金担当 (0833) 92-0035 【鹿】市民福祉課 健康福祉担当 (0834) 68-2332
	後期高齢者医療	被保険者証の返還、葬祭費の請求		年金担当 (0834) 22-8316		
国民年金・厚生年金		死亡一時金の請求、未支給年金の請求、厚生年金手続きの案内	高齢者支援課 (0834) 22-8467		1階⑳	
介護保険		被保険者証の返還	障害者支援課 (0834) 22-8387		1階⑱	【新】市民福祉課 福祉担当 (0834) 61-4113 【熊】市民福祉課 保健福祉担当 (0833) 92-0012 【鹿】市民福祉課 健康福祉担当 (0834) 68-2332
福祉医療	重度心身障害者医療	受給者証の返還	こども支援課 (0834) 22-8460		1階㉑	
	乳幼児・こども・ひとり親医療	受給者証の返還				
児童手当・児童扶養手当 ・遺児福祉手当		各種手続き				
税金	原動機付自転車	周南市登録の原動機付自転車等の廃車(ナンバープレートの返納)名義変更	課税課	市民税一担当 (0834) 22-8271	2階⑯	【新】市民福祉課 市民生活担当 (0834) 61-4103 【熊】市民福祉課 市民生活・環境担当 (0833) 92-0011
	市県民税	市県民税の課税のあった人は届出		市民税二担当 (0834) 22-8273	2階⑯	
	固定資産税	土地・家屋の所有者であった人は届出		土地家屋担当 【土地】(0834) 22-8275 【家屋】(0834) 22-8269	2階⑯	
マイナンバーカード	市役所での手続きは必要ありません。 ※各種手続きで亡くなられた人の個人番号(マイナンバー)が必要になる場合がありますので、当分の間保管しておくことをお勧めします。		市民課	異動届出担当 (0834) 22-8292	1階	【鹿】市民福祉課 市民生活担当 (0834) 68-2333
住民基本台帳カード				登録証明担当 (0834) 22-8293	1階	
印鑑登録証	市役所での手続きは必要ありません。 ※登録が廃止されます。					
市営住宅	市営住宅の入居者であった人については退去または家族異動、継承の手続き		周南公営住宅管理協会 (0834) 21-0700		2階⑦	【新】市民福祉課 市民生活担当 (0834) 61-4103 【熊】産業土木課 施設管理担当 (0833) 92-0021 【鹿】産業土木課 施設管理担当 (0834) 68-2334
し尿くみ取り(熊毛地区以外)	使用者の変更または解約の届出		リサイクル推進課 (0834) 22-8303		2階④	【新】市民福祉課 市民生活担当 (0834) 61-4103
市営墓地	墓地の使用者であった人については、使用者変更(承継)の手続き納骨をされる人は届出		環境政策課 (0834) 22-8322		2階⑤	【鹿】市民福祉課 市民生活担当 (0834) 68-2333
防災無線(鹿野地区のみ)	一人世帯だった人のみ届出					【鹿】地域政策課 (0834) 68-2331

水道・下水道	使用者の変更、閉栓の届出 ※井戸水で下水道を使用する家庭では下水道使用人数で算定するため、世帯員が増減する時も届け出てください。	上下水道局料金センター (0834) 22-8617	2階	
浄化槽	管理者の変更、休止・廃止の届出 ※設置時に補助金の交付を受けている場合、処理対象人員算定基準のただし書に関する適用を受けている場合は、承継手続きが必要な場合があります。	環境政策課 (0834) 22-8324	2階⑤	
農地相続者	相続農地届出 ※相続登記が完了後に提出してください。	農業委員会事務局 (0834) 22-8574	3階⑧	

○死亡届出後、亡くなられた事実が記載された住民票・戸籍謄本等の発行まで、お日にちをいただく場合があります。[お問い合わせ先/市民課(0834)22-8295]

○支所の電話番号

楠浜支所 (0834)25-0525 鼓南支所 (0834)84-0310 久米支所 (0834)29-0451 菊川支所 (0834)62-2801 夜市支所 (0834)62-2707
 戸田支所 (0834)83-2001 湯野支所 (0834)83-2002 大津島支所 (0834)85-2001 向道支所 (0834)88-1800 長穂支所 (0834)88-0401
 須々万支所 (0834)88-0001 中須支所 (0834)89-0301 須金支所 (0834)86-2201 和田支所 (0834)67-2111 八代支所 (0833)92-0003

●市役所以外での主な手続き

対象	手続きの内容等	お問い合わせ先	電話番号
厚生年金受給者	未支給年金又は遺族年金請求	徳山年金事務所	(0834)31-2152
年金生活者支援給付金	世帯構成等の変更があり、給付対象者に該当する場合は手続き	年金生活者支援給付金専用ダイヤル	(0570)05-4092
原爆被爆者手帳	手帳の返還(認印をご持参ください。)	山口県周南健康福祉センター 地域保健班	(0834)33-6425
農業者年金加入者	資格喪失の届出	JA山口県周南統括本部総務管理課	(0833)41-3100
不動産の相続人	法務局へ相続登記の届出 ※詳しくは別紙チラシをご覧ください。	『法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」』または、『山口地方法務局ホームページ「不動産登記申請手続」⇒「不動産の所有者が亡くなった」』で検索	
各種相続手続	相続登記・預金払戻等の各種相続手続に便利な、「法定相続情報証明制度」があります。 ※詳しくは別紙チラシをご覧ください。	山口地方法務局 周南支局	(0834)28-0244 音声案内で②→③を選択
電気	名義変更・解約	中国電力(株)徳山営業所	(0120)61-1907
電話	契約承継・解約	NTT	116(9時~17時、土・日・祝も営業)
NHK	名義変更・解約	フリーダイヤル(0120)15-1515、または営業部(0839)21-3711	

▶▶「おくやみコーナー」を開設しました

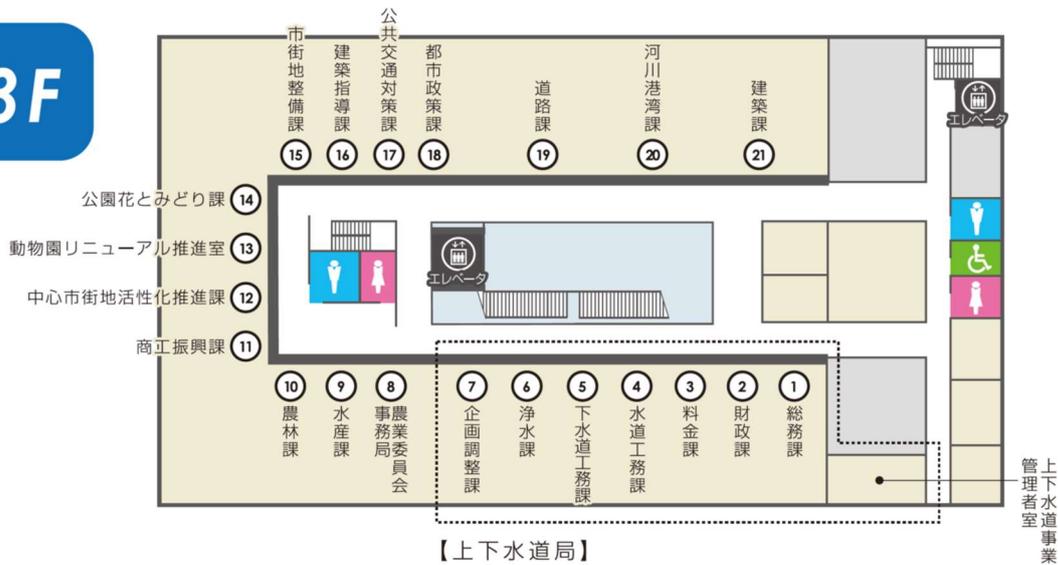
身近な方が亡くなられた後の市役所での手続きについて、聞き取りやお持ちいただいた書類などをもとに、手続きが必要な窓口をご案内いたします。

◀案内窓口▶ 周南市役所1階 市民課おくやみコーナー(電話0834-22-8836)

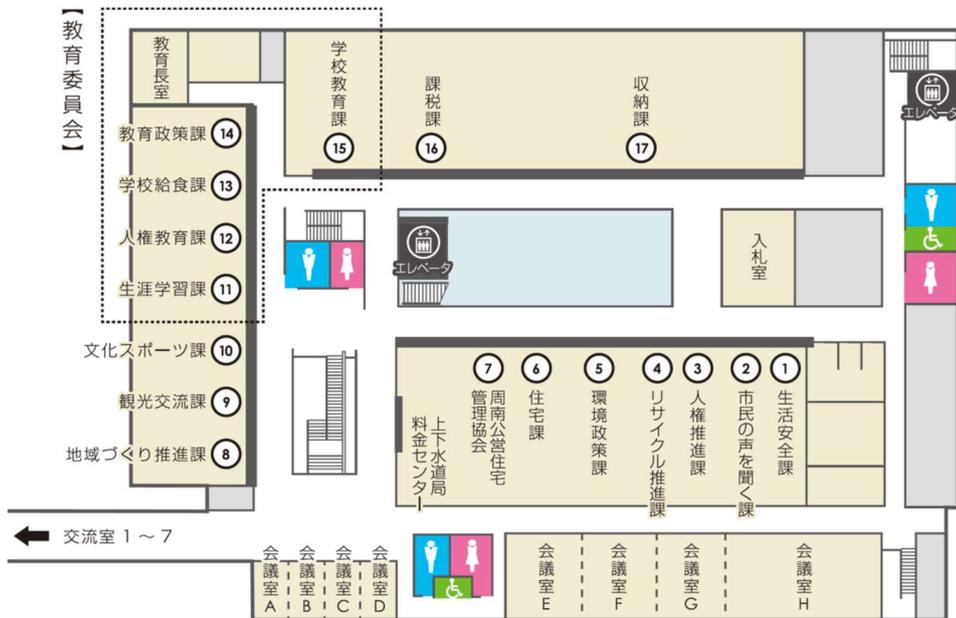
◀開庁時間▶ 8時30分~17時15分(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く) ※複数の窓口での手続きとなりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

周南市役所本庁舎フロアガイド

3F



2F



1F

